

高齢者 相談対応マニュアル

—財産管理・相続・遺言・生活支援等—

編集 高齢者相談対応研究会

代表 土肥 尚子 (弁護士)



◆相談に対応するためのバックグラウンドとなる法律知識と、個別事案に対応するために必要となる実務知識を解説しています。

◆信託や死後事務など近時増加している相談を取り上げて、最新の対応のポイントを示しています。

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁842頁
定価14,300円 (本体13,000円) 送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許 第3400925号)

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>



法令情報を配信!

追録購読者特典

無料で弊社WEBサイトから登載書式のデータをダウンロードできます。また、電子書籍版も利用できます。

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

●法令改正などに対応して発行される追録(有料)をさしかえるだけで常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。

●さしかえない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。

●ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

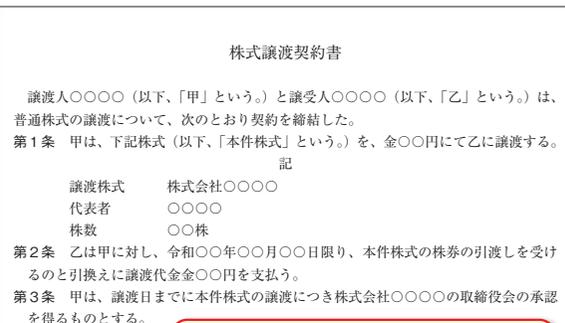
対応に必要な書式例を適宜掲げています。

弊社WEBサイトで書式のダウンロードができます。

第2章 個別の財産管理をめぐる相談

書式

○株式譲渡契約書(株券発行会社の譲渡制限株式の場合)



Q&Aでは、シニア層からの財産や生活に関する相談を取り上げています。

第6章 死後の事務をめぐる相談

○葬儀関係の死後事務を委任したい

Q 自分の信仰する宗教・宗派(寺院)での葬儀・埋葬を行ってほしいと思っていますが、死後事務委任契約で定めることはできますか。

A 葬儀とは、故人の死を弔うための宗教的儀式全体をいいます。葬儀・埋葬に関する事項は、依頼者が求める中心的な死後事務の1つといえます。

そこで、依頼者が、特定の葬儀・埋葬を強く希望する場合には、これを死後事務とする死後事務委任契約を締結することで、受任者に対し、契約内容に従い履行する債務を発生させることができます。

ここに注意! 押さえておきたい検討事項・確認事項を列挙しています。

- 葬儀・埋葬の定義
- 葬儀・埋葬をする相続人がいない場合
- 葬儀・埋葬に関する死後事務委任契約を締結する必要性

解説 相談対応における法律知識や諸手続、税務等を解説しています。

1 葬儀・埋葬の定義
葬儀とは、亡くなった人を葬るための儀式をいいます。類似するものとして、告別式は、故人とお別れをする式典のことをいいます。葬儀は宗教色が強い儀式になりますが、告別式は宗教儀式にあまりとらわれないことなく、一般会葬者を含めて故人とお別れをする式典となります。

これに対し、埋葬とは、「死体(妊娠4か月以上の死胎を含む。)を土中に葬ること」

第1章 見守り・身上保護・後見・信託をめぐる相談

いて通達を出しました。一般向けの資料も公表されています(一般社団法人全国銀行協会HP「預金者ご本人の意思確認ができない場合における預金の引出しに関するご案内資料」)。

前記の方法の他に、財産管理人名義の預かり口座を開設して預かるという方法があり、この方法によれば財産管理人の届出印のみで引き出しをすることができます。

相談対応のコツやノウハウを解説しています。

2 身元保証人について
病院に入院することとなったときは、多くの病院は身元保証人を要求します(身元保証に関する詳細は第3章第2「○身元保証人がいないと施設入所や入院はできないのか」)。その理由は主に入院中の医療費の支払を確実にすると共に、急性期治療が終了した後は速やかに退院してもらい入院の長期化を防止するためです。特に高齢者の場合、入院中に判断能力や身体能力が低下してしまい、もう在宅生活は難しいという状態になってしまったときに、入所する介護施設を急いで探して退院・施設入所の手続をしなくてはならず、そのためにも身元保証人が要求されています。

病院は、患者が身元保証人を用意することができないことを理由に入院を拒否することはできません(医師19①、平30・4・27政医発0427第2)。患者に身元保証人がいないときは、最終的には病院のソーシャルワーカーが問題解決に向けて支援してくれることが多いです。しかし、入院中の医療費の支払等の問題にあらかじめ備えて財産管理等委任契約を作成しておけば、患者だけでなく病院にとっても安心で、身元保証人を要求されないことが多いです。

●財産管理人が本人の身元引受人になることの可否
財産管理人が本人の入院中にすべきことは本人の財産の中から入院中の医療費を支払うことであって、本人のために保証人になることはありません。仮に財産管理人が本人のために保証人として本人のために医療費を支払った場合、財産管理人は本人に対して求償権を行使することとなり、本人と利益相反関係が生じてしまいます。したがって、財産管理人は本人の身元引受人になることはできません。

Q&Aから派生したケースを取り上げています。

第2章 個別の財産管理をめぐる相談

Case 株式を譲渡したいが、株券が見当たらない場合

Bから、株式を売ってほしいと言われ、代金額も決まりましたが、いつのまにか、株券が見当たりません。ひょっとしたら、紛失したのかもしれない。紛失していたら、どうすればよいでしょうか。

ポイント 具体的な対応のポイントを掲げています。

- 当該会社は株券発行会社かどうか、株券所持制度を利用していないかを確認します。
- 株券発行会社であれば、株券の発行を請求します。
- 株券を紛失していた場合には、株券喪失登録を請求します。

解説

1 株券発行会社が株券を発行していない場合
相談者の所有する株式が、株券不発行会社の株式であれば、株券が見当たらないのは当然のことです。この場合は、株式譲渡は当事者の意思表示のみで有効に成立するので、そのまま株式譲渡契約を締結することで足りません。

株券発行会社の場合については、株券の交付が株式譲渡の有効要件ですので株券が必要で、以下、株券が見当たらないことについての場合を分けて説明します。

2 株主から株券発行の請求がない場合

掲載内容

※**DL**を付した書式は、新日本法規WEBサイトより、ダウンロードできます。

第1章 見守り・身上保護・後見・信託をめぐる相談

第1 見守り・身上保護

○老後の生活をサポートしてくれる制度を知りたい
Case どの制度を利用すればよいか分からない場合
○お金の管理や福祉サービスの利用を手伝ってほしい
Case 日常の金銭管理だけでなく、所有している不動産の管理なども任せたい場合
○定期的に安否確認や相談をしてもらいたい
○将来、入院することになったときのことが心配だ
〔書式〕財産管理等委任契約書 **DL**

第2 後見

○今は自分で判断できるが、将来に備えてあらかじめ準備しておきたい
〔書式〕任意後見契約書（移行型の例）**DL**
Case 任意後見契約をしたいが、親族が勝手に後見等開始申立をしてしまった場合
○自分で判断はできるが、身体が動かなくなった場合に備えたい
○高齢の親の財産管理が心配だ
〔書式〕本人情報シート
〔書式〕診断書
〔書式〕意思決定支援のためのアセスメントシート
Case 本人の資産が高額・複雑な場合
○後見人になったが親族が協力してくれない、敵対的だ
〔書式〕郵便物の回送囑託申立書
○自分が認知症になった場合、会社はどうなるのか
○親のお金を同居の家族が勝手に使っている
Case 同居している家族が費消した親のお金を取り戻したい場合
○知的障害と精神障害のある子のことを頼みたい
○将来の希望をまとめておきたい
〔書式〕尊厳死宣言公正証書の例 **DL**
Case 臓器提供を希望する場合
○現在利用している制度では対応できず困っている
○成年後見人の交代を求められている。私としても辞任したい
Case 市民後見人への交代を提案された場合
○本人死亡後の成年後見人の業務について知りたい
Case 本人死亡後、専門職後見人であった者に相続人から遺産分割事件の依頼があった場合

第3 信託

○亡夫の遺産であるアパートの管理を任せたい
〔書式〕信託契約書（不動産の信託を定めた例）**DL**
Case 所有する賃貸マンションに大規模な改修工事の予定があり、銀行融資を受けたい場合
Case 信託の相談をした専門職の責任を追及したい場合
○自分の死後、自宅に住む人を決めておきたい
〔書式〕信託契約書（受益者連続信託を定めた例）**DL**
○自分の死後にも障害のある子が困らないようにしたい
〔書式〕信託契約書（親亡き後に備えた信託を定めた例）**DL**
Case 信託契約と任意後見を併用する場合
〔書式〕信託契約書（任意後見と併用する例）(抜粋) **DL**

第2章 個別の財産管理をめぐる相談

第1 金融資産の管理

○外国にある預金口座の管理について知りたい
Case 外国預金相続財産とならない場合
○暗号資産の管理について知りたい
Case 相続財産に暗号資産があった場合

第2 収益不動産の管理

○サブリース契約について知りたい
Case サブリース契約を解約する場合

○賃貸物件の立退きと正当事由について知りたい
Case 明渡請求が認められる場合
○借地人に更新料を請求したい
Case 更新料不払を理由に契約解除が認められる場合

第3 定期借地権

○定期借地権の設定に際して、通常の借地権との違いや注意すべき点について知りたい
Case 定期借地権の借地権者が経営破綻した場合

第4 使用貸借

○亡くなった夫がその親族に無償で貸した土地を返して欲しい
〔書式〕土地使用貸借契約書 **DL**
Case 親族に土地を無償で貸していたが、信頼関係が破壊された場合

第5 リバースモーゲージ・農地

○リバースモーゲージを利用したい
Case リースバックについて知りたい場合
○農地の売買・貸借について知りたい
Case 農地の所有権を後継者に移転する場合

第6 空き家

○空き家を管理するに当たっての法的リスクを知りたい
Case 相続した郷里の実家について、「特定空き家等」として指導を受けた場合

第7 その他

○資産管理会社を設立したい
○老後に備えて、株式を整理したい
〔書式〕株式譲渡契約書（株券発行会社の譲渡制限株式の場合）**DL**
Case 株式を譲渡したいが、株券が見当たらない場合

○借地権付建物を売却したい
Case 敷金の返還請求をする場合
○老後の面倒をみてもらう代わりに、自宅を息子に贈与したい
〔書式〕負担付贈与契約書 **DL**
Case 二世帯住宅から出て、夫婦で有料老人ホームなどに転居したい場合
Case 息子に自宅の土地建物を贈与し、同居を始めたがうまく行かないので、贈与を解除して、同居前の元の生活に戻りたい場合

第3章 医療・介護・社会保険をめぐる相談

第1 医療

○医療費の自己負担を減らしたい
○終末期の適切な意思決定支援について知りたい
Case 終末期の適切な意思決定支援を行いたい場合
○病院から本人の代わりに手術等の医療に関する同意が求められた
Case 認知症が進行し、親族の存在が不明である本人の代わりに手術等の同意を求められた場合
○入院時の身体拘束について知りたい

第2 介護

○介護保険の在宅サービスを利用したい
○要介護認定の結果に不満がある
○自宅をバリアフリーに改修したい
○高齢者施設・住居の選び方について知りたい
○特別養護老人ホームに入りたい
○身元保証人がいないと施設入所や入院はできないのか
○入居一時金（前払金）の返還について知りたい
○サービス付き高齢者向け住宅の問題点について知りたい
○介護サービス事業者を変更する方法について知りたい
○介護事故について事業者に法的責任を問えるか
Case 介護事故の責任を追及したい場合

第3 社会保険

○社会保険制度について知りたい
○年金制度について知りたい
○国民年金の被保険者要件について知りたい
○国民年金の加入手続について知りたい
○老齢厚生年金について知りたい
○在職中を受ける老齢厚生年金について知りたい

○年金の繰上げ・繰下げについて知りたい
○年金分割について知りたい
○後期高齢者医療制度について知りたい
○介護保険について知りたい
○雇用保険・労災保険について知りたい
○障害者控除について知りたい

第4章 家族をめぐる相談

第1 婚姻

○夫・妻の肩書がほしい
Case 再婚したいが、子が反対している場合
Case 認知症と診断された人と結婚したい場合

第2 離婚

○有責配偶者について知りたい
Case 長年別居の配偶者と離婚したい場合
○別居した夫に生活費を支払ってほしい
Case 夫の収入は年金、妻の収入は妻の亡親から相続した賃貸物件の家賃の場合
Case 夫は会社の取締役をしており、妻は無収入、算定表では夫の収入が算定表の上限を超える場合
○離婚の条件として、夫に、子の養育費を請求したい
Case 子どもは既に成人しているが、病弱で就労していない場合
○離婚に際し夫に財産分与を請求したい
Case 要介護状態のため、離婚しても定期的に生活費が欲しい場合

第3 縁組・離縁

○養子縁組をしたい
Case 認知症と診断されているが養子縁組をした場合
○養子と離縁したい
Case 有責当事者から離縁したい場合

第4 扶養

○子の扶養の必要性、期間を知りたい
Case 扶養義務者が複数存在している場合
○兄弟の扶養について相談したい
Case 孫を扶養したい場合

第5 虐待

○施設内において虐待が疑われる場合の対応について相談したい
○在宅における家族との関係について相談したい
Case 別居家族からの金銭請求を拒みたい場合
○セルフ・ネグレクトを解消したい
Case 緊急で立入りを行いたい場合
Case ゴミを処分したい場合

第6 配偶者との関係

○高齢夫婦の財産と生活について相談したい
〔書式〕贈与契約書（名義預金解消のため妻に贈与する契約書）**DL**
Case 相続税対策として生前贈与したい場合
○認知症と夫婦の財産との関係について相談したい
Case 夫婦ともに認知症状が発生した場合

第7 関係が悪化している親族への対応

○子からの金銭要求について相談したい

第8 その他

○氏を変更したい
Case 離婚後婚氏を使用していたが、婚姻前の氏に戻したい場合
〔書式〕家事審判申立書（氏の変更の場合）

第5章 相続をめぐる相談

第1 遺言の作成

○遺言書を作りたい
〔書式〕遺言書（遺言書保管制度を利用する場合の例）**DL**
〔書式〕相続財産の目録の例①（登記情報提供サービス）
〔書式〕相続財産の目録の例②（通帳のコピー）
Case 入院中に体力が低下し、面会制限もかかっているが、遺言書を作成したい場合
〔書式〕死因贈与契約書（執行者を指定する場合）**DL**

○遺言の内容を秘密にしておきたい
〔書式〕遺言書保管制度を利用した場合の指定者通知

〔書式〕付言の例（相続人のうち長女にのみ相続させる場合）**DL**

〔書式〕付言の例（相続人以外の者に遺贈する場合）**DL**

○物忘れが出てきたが遺言を書きたい。遺言能力が争われる事態に備えておきたい

〔書式〕改訂長谷川式簡易知能評価スケール(HDS-R)

○成年後見が開始しているが遺言を書きたい
Case 後見開始申立てをした後、後見開始までの間に遺言を作成したい場合
○遺言で財産を渡そうとした相手が自分より先に亡くなった場合に備えたい
〔書式〕遺言書（予備的遺言を定めた条項例）**DL**

○遺言を書き換えたい

〔書式〕遺言書（前の遺言を撤回して新しく書き換える場合の条項例）**DL**
Case 遺言を作成したが、不動産を売却したい場合

○遺言は書かずに相続させたい
Case 故人から託された書面で相続手続を進めたい場合

第2 個人の財産承継

○自宅を特定の家族に承継させたい
Case 後妻を自宅に住ませたいが、その相続人には自宅を相続させたくない場合
○生前贈与により自宅不動産を引き継ぎたい
Case 遺言で配偶者居住権を設定する場合
○子や孫に資産を生きている間に贈与したい
Case 孫に財産を贈与したいが浪費することを案じている場合
Case 認知症になった後も毎年一定額の贈与を継続したい場合

○認知していない子どもに財産を残したい
〔書式〕遺言（子を認知して、当該子に相続させる場合の条項例）**DL**

Case 非嫡出子認知を求められる場合
○世話になった施設、看護師さんに全財産を残したい

〔書式〕遺言書（施設や第三者に対して遺贈をする場合の条項例）**DL**
〔書式〕遺言書（受遺者に自分の希望する団体への寄付を負担（条件）として遺贈する場合の条項例）**DL**

○世のため人のために寄付をしたい
〔書式〕遺言書（社会福祉法人や学校法人を受遺者と定める場合の条項例）**DL**
Case 相続人がいるが、世のため人のためになるようなところへ遺贈したい場合

○保険金で財産を引き継ぎたい
○養子縁組により相続税を減らしたい
○相続税の納税資金を準備しておきたい
○相続対策として不動産を購入したい
Case 不動産購入及び借入を相続税対策を目的として行った場合

○特定の相続人に遺産を渡さず、できる限り他の相続人等に財産を承継したい
Case 配偶者に渡す遺産を減らすために生前贈与を検討する場合

○遺留分を相続開始前に放棄させたい
Case 遺留分放棄をした者が遺留分侵害額請求を受けた場合

○相続人に一切遺産を渡したくない
〔書式〕推定相続人廃除審判申立書（生前の場合）
Case 離婚事由がある配偶者に遺産を渡したくない場合

○自分の死後にペットの面倒をみてほしい
○先祖代々のお墓を信頼できる人に引き継ぎたい
Case お墓の承継に関して揉めそうな場合

○献体をしたい

第3 事業承継

○法人の事業の承継方法を定めておきたい
Case 遺留分への配慮が必要になる場合
〔書式〕除外合意（及び固定合意）に関する合意書の例

Case 法人版事業承継税制を利用する場合
Case 当面は経営権を持っておきたい場合
〔書式〕信託契約書例 **DL**
○個人の事業の承継方法を定めておきたい
Case 個人版事業承継税制を利用する場合
○事業の承継を機に保証債務を整理しておきたい
Case 事業承継特別保証制度を利用する場合
○廃業を検討したい
Case 一部事業のみ後継者に承継させた上で、廃業したい場合

第6章 死後の事務をめぐる相談

○死後の事務手続を頼みたい
Case 近い将来の死亡に備えて、あらかじめ死後事務委任契約を締結しておく場合
Case 依頼者の判断能力に疑問がある場合
○死後事務委任契約の典型的な契約書式を知りたい
〔書式〕死後事務委任契約書 **DL**
Case 任意後見契約と併せた死後事務委任業務の適正を確保したい場合

○死後事務委任契約の効力を知りたい
Case 相続の発生後に、相続人が、死後事務委任契約を解除しようとする場合
〔書式〕死後事務委任契約書（相続人からの解除を制限する内容の条項例）**DL**

○死後事務のための費用の支出と報酬について知りたい
〔書式〕死後事務委任契約書（遺言執行者がいる場合でタイムチャージ方式による場合の条項例）**DL**

○死後事務を適正に遂行してほしい
〔書式〕死後事務委任契約書（相続人が複数存在する場合に1名を指定する場合の条項例）**DL**

〔書式〕死後事務委任契約書（監督機関を設置し、審査や同意権限、解除権等を付与する場合の条項例）**DL**

Case 死後事務委任契約を締結後に、受任者との信頼関係が失われた場合

○葬儀関係の死後事務を委任したい
〔書式〕死後事務委任契約書（葬儀・埋葬に関する死後事務を委任する場合の条項例）**DL**

Case 自分の信仰する宗教・宗派（寺院）での葬儀・埋葬を行ってほしいとの希望を受けた場合

○墓じまいを依頼したい
○生前債務の支払などを履行してほしい
〔書式〕死後事務委任契約書（生前債務の支払の委任事項を定めた条項例）**DL**

Case 死亡後に賃貸物件の賃貸借契約等の解約等をする必要がある場合
〔書式〕死後事務委任契約書（賃貸借契約の解除等の委任事項を定めた条項例）**DL**

○遺品整理や形見分けをしてほしい
Case 老人ホームの退去手続をする必要がある場合
○写真等のデータを処分し、携帯電話契約も解除した上で、スマートフォンを処分してほしい
Case SNSやキャッシュレス決済を利用している場合

○自分が死んだ後の行政機関等への届出を頼みたい
○葬儀に際して、親族や知人に連絡してほしい
○死後事務委任契約と併せて、遺言執行者にもなってほしい
Case 相続財産清算人の選任申立てを死後事務委任事項とする場合

○高齢者等終身サポート事業者について知りたい
○補助人に死後事務委任契約をしてほしい
Case 被補助人が死後委任契約の締結をする必要がある場合

索引

○事項索引
○判例年次索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

編集
高齢者相談対応研究会

高齢者 相談対応マニュアル

— 財産管理・相続・遺言・生活支援等 —

全

新日本法規

○老後に備えて、株式を整理したい



私は、株式投資もしていますし、親戚が経営している株式会社の株式も所有しています。老後に備えて資産を整理していますが、どちらの株券も手元にありません。株式の処分に際して問題ないでしょうか。



株式投資の対象である金融商品取引所において上場されている株式とそれ以外の株式では、規律する法律も異なり、管理方法も異なります。上場株式であれば、株券はありません。それ以外の会社の株式も株券が発行されていない場合があります。それぞれの株式について、まずは、現状を確認しておきましょう。

ここに注意！

- 上場株式とそれ以外の株式では管理方法も譲渡の方法も異なる
- 現行会社法では株券不発行が原則
- 中小会社では、株式譲渡制限を定めている場合が多い

解 説

1 株式とは

株式会社は、営利事業を行い、その利益を出資者である株主に分配することを目的としています。株式は、株式会社の出資者である株主の地位であり、均一の割合的単位といわれ、1つ1つの株式の内容は、原則として、どの株式も同じです（種類株式を除きます）。

株主は、会社に対し、剰余金配当請求権や残余財産分配請求権などの経済的利益を受ける権利（「自益権」といいます。）を有すると同時に、株主総会における議決権など会社の経営に参加することを目的とする権利（「共益権」といいます。）も有しています（会社105①）。

2 株券不発行の原則

株式会社は、株式を表象する有価証券である株券を発行するものとされてきましたが、平成16年の商法改正において、株券不発行制度が導入され、さらに平成21年には、上場株式については全て電子化され、株券は発行されないこととなりました。上場株式以外も、現行会社法では、株券は発行されないのが原則とされています。

(1) 上場株式

上場株式とは、証券取引所に登録されて取引所で売買される株式で、証券取引所によりその資格を与えてもらうことが必要です。そのための上場の条件があります。その条件には、株式や株主数、利益の額などの数値で形式的に定められた基準（形式基準）がありますが、そのみでなく、企業として情報を適切に発信できるか、公正・忠実な事業運営を行っているかなどの実質基準も定められています。

上場された企業の株式の株券は全て電子化されていますので、株券はありません。ですので、相談者の手元に株券がないのは当然のことです。

(2) 上場株式以外

それ以外の株式会社についても、現行会社法では、株券を発行しない事が原則となっています。定款で株券を発行する旨の定めをした場合に限り、株券を発行することができます（会社214）。ただし、本来なら株券を発行すべきですが、実際には、株券は発行されていない会社も、ままあります。

また、株券不所持制度もあります（会社217）。相談者の株式が株券不発行会社の株式であるか、株券発行会社の株式であるが株券不所持制度を利用しているのであれば、株券が手元にないのは当然のこととなります。株券発行会社の株式であるが、株券が手元にないのであれば、紛失しているのかもしれませんが。

株券発行会社については、その旨が登記事項とされています（会社911⑩）。株券発行会社であるか否かは、同会社の商業登記簿謄本に記載されていますので、登記で確認することもできます。そして、実際に株券が発行されているか否かなど、現状を把握することが、必要です。

●株券不所持制度

株券発行会社においても、株主は、株券不所持の申出をすることができます（会社217①）。株主から申出があれば、会社は、これを株主名簿に記入し、既に株券が発行されている場合は当該株券は無効となります（会社217③⑤）。その後、株主は、改めて株券発行

を会社に請求できますが、一旦株券が発行された後に株券不所持とした場合には、その費用は負担することが必要です（会社217⑥）。

3 株式譲渡の方法

株主は、株式を購入することにより株式会社に出資しているわけですが、この出資した投下資本を回収する唯一の手段が株式譲渡です。そのため、株式譲渡は原則として自由とされています。

(1) 上場株式の場合

株式譲渡自由の原則が妥当し、自由に売却でき、そのための市場が整備されています。

平成21年1月5日以降、株主の権利（株主総会での議決権行使、配当金の受け取り等）は、株式会社証券保管振替機構（ほふり）と証券会社などの金融機関の口座で電子的に管理されています。

上場株式の売却は、口座のある証券会社等を通じて売却します。売却の結果、株主が変更となったことは、ほふりが株券発行会社に通知することとなっています。

●株式を管理している証券会社等が不明の場合

上場株式は全て証券会社などの金融機関により管理されていますが、相談者の保有する上場株式が、相続により取得したものであった場合などには、当該株式を管理している証券会社等が不明である場合もあり得ます。この場合には、株式会社証券保管振替機構（ほふり）に対し、開示請求をして証券会社等を調査することができます。ただし、株数等の保有状況や取扱支店などは開示請求で明らかになった証券会社等に問い合わせる必要があります。

(2) 上場株式以外の株式の譲渡～株券が発行されている場合

株券発行会社の株式を譲渡する場合には、株式譲渡契約を締結の上、株券を交付することが必要です（会社128①）。株券の交付が無ければ、株式譲渡は無効なのです。

また、中小会社の場合、株式譲渡につき取締役会あるいは株主総会の承認など、会社の承認を要すると定めている場合が多くあります。譲渡制限株式といいます。譲渡制限には、定款の定めが必要です（会社107②一・108②四）。中小会社の多

くは、株主間に人的つながりがあり、つながりが無い他人が株主となることを避けたいことから、株式譲渡に会社の承認を必要との定めをしています。また、特例有限会社（有限会社法が廃止された際に有限会社であった会社）は、現行会社法の下では株式会社の一類型ですが、全ての株式が譲渡制限株式とみなされています（会社法整備法9①）。

株式譲渡がなされて、会社に承認要求がなされると、会社は原則2週間以内にその譲渡を承認するか否かを決定し、通知する必要があります。期限までに通知がなければ、株式譲渡の承認決定をしたものとされます（会社139・145）。

会社が承認しなかった場合には、株式を会社又は指定買取人（会社が指定する買取人）が買取るように請求できます（会社140）。この場合の買取価格は、会社又は指定買取人との協議により定められますが、協議が整わない場合には裁判所が決定します（会社144）。なお、会社が買取るには会社の剰余金の分配可能額の範囲内であることが必要です（会社461①一）。そのため、その財源が無ければ会社が買取ることはできず、指定買取人による買取りとなります。

(3) 株券が発行されていない場合

株券が発行されていないければ、株式譲渡契約は、当事者の合意のみで効力を生じます。当該株式が、譲渡制限株式であれば、会社の承認が必要となることは前記(2)と同じです。

4 M & Aの手段としての株式譲渡

中小会社の株式譲渡については、当該譲渡により、経営権に変更が生じ、経営者の交代を伴う場合があります。M & Aの手段として株式譲渡が行われる場合も多くあります。

相談者の所有する株式の保有割合が多い場合など、会社全体に大きな影響を与える場合もあるので、会社の現状も確認した上で、譲渡先を検討する必要があります。

書 式

○株式譲渡契約書（株券発行会社の譲渡制限株式の場合） **DL**

株式譲渡契約書

譲渡人〇〇〇〇（以下、「甲」という。）と譲受人〇〇〇〇（以下、「乙」という。）は、普通株式の譲渡について、次のとおり契約を締結した。

第1条 甲は、下記株式（以下、「本件株式」という。）を、金〇〇円にて乙に譲渡する。

記

譲渡株式	株式会社〇〇〇〇
代表者	〇〇〇〇
株数	〇〇株

第2条 乙は甲に対し、令和〇〇年〇〇月〇〇日限り、本件株式の株券の引渡しを受けると引換えに譲渡代金金〇〇円を支払う。

第3条 甲は、譲渡日までに本件株式の譲渡につき株式会社〇〇〇〇の取締役会の承認を得るものとする。

第4条 甲は、本契約書に、株式譲渡を承認するとの取締役会議事録と株式評価関係書類を添付し、乙に引き渡すものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙がその1通ずつを所持する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東京都千代田区〇〇町〇丁目〇番〇号

譲渡人（甲） 〇 〇 〇 〇 印

東京都千代田区〇〇町〇丁目〇番〇号

譲受人（乙） 〇 〇 〇 〇 印

<作成のポイント>

- ① 譲渡代金額を決定し、株券発行会社の場合には株券交付と引換えとします。
- ② 会社の承認が得られる見通しが無い場合には、会社あるいは会社の指定する買取人による買取りになるので、その場合には会社に対し、譲渡承認と共に指定買取人による買取りを請求することとなります。

Case 株式を譲渡したいが、株券が見当たらない場合

Bから、株式を売ってほしいと言われ、代金額も決まりましたが、いつのまにか、株券が見当たりません。ひょっとしたら、紛失したのかもしれませんが。

紛失していたら、どうすればよいでしょうか。

ポイント

- 当該会社は株券発行会社かどうか、株券不所持制度を利用していないかを確認します。
- 株券発行会社であれば、株券の発行を請求します。
- 株券を紛失していた場合には、株券喪失登録を請求します。

解説

1 株券発行会社が株券を発行していない場合

相談者の所有する株式が、株券不発行会社の株式であれば、株券が見当たらないのは当然のことです。この場合は、株式譲渡は当事者の意思表示のみで有効に成立するので、そのまま株式譲渡契約を締結することで足りません。

株券発行会社の場合については、株券の交付が株式譲渡の有効要件ですので株券が必要です。以下、株券が見当たらないことについての場合を分けて説明します。

2 株主から株券発行の請求がない場合

株券発行会社であれば、株券を発行しているはずではあるものの、「株主から請求がある時までは」「株券を発行しないことができる」(会社215④)ため株券を発行していない場合があります。

この場合は、株主は会社に対し株券の発行を請求できます。

会社との間で株券不発行の合意があったとしても、株主は株券発行を求めることが

できるとされています（最判昭63・3・4金法1195・41）。株式譲渡には株券交付が必要であることから、株券が発行されないとすれば株式譲渡が不可能となってしまう、その結果は、株式譲渡自由の原則に抵触することが理由とされています。

3 株券不所持制度を利用していた場合

株主が、株券不所持を申し出ている場合（会社217①）も、株券は株主の手元には無いこととなります。この場合は、株主は、いつでも株券の発行を請求できます（会社217⑥）。そして、発行された株券を交付して、株式を譲渡します。

なお、一旦株券が発行された後で、株券不所持の申出をしていた場合には、新たな株券の発行に要する費用は、当該株主が負担することとなります（会社217⑥）。

4 株券を紛失した場合～株券喪失登録制度

株主が、発行された株券を紛失していた場合には、株券喪失登録制度があります。紛失した株券を無効にして、新しい株券を再発行する手続です。

(1) 株券喪失登録請求

株券を喪失した者は、株券発行会社に対し、株券喪失登録を請求します（会社223）。その請求に対応し、会社は株券喪失登録簿に登録します。

この登録日の翌日から起算して1年を経過した日に株券は無効となり（会社228①）、株券の再発行を受けることができます（会社②）。再発行を受けられれば、その株券を交付して、売買をすることができます。

このように株券を紛失すると再発行までに1年はかかるということですので、早めに対応することが必要です。今すぐに、株式譲渡を考えているわけではないとしても、株券を紛失していると分かった場合には、株券喪失登録請求をしておきましょう。

1年後に、株券が無効となって、株券の再発行を受けられるようになった際には、再度の紛失の虞を考えれば、あらためて株券不所持制度の利用も検討すると良いでしょう。

(2) 株券喪失登録抹消申請

相談者が紛失した株券について、所持している第三者がいる場合も考えられます。その場合、その第三者は、株券喪失登録抹消申請ができます（会社225①）。この抹消申請がなされると、株券喪失登録者（つまり相談者です。）へ抹消申請がなされたことが通知され、その後2週間経過すると、登録は抹消されてしまいます。

株券自体は存在しているからです（会社225③④）。

この場合、株券を紛失したとして株券喪失登録をした株主は、株券所持者が任意に株券を返還してくれない限り、当該株券が自分に属することの確認訴訟を提起することが必要となります。

また、その第三者が、他者に株式を譲渡して、株券を交付してしまうと、譲受人が株式を善意取得する可能性があります。「株券の占有者は、当該株券に係る株式についての権利を適法に有するものと推定」されています（会社131①）。そのため、「株券の交付を受けた者は」「悪意又は重大な過失」が無い限り、「当該株券に係る株式についての権利を取得」します（善意取得）（会社131②）。それを防ぐため、占有移転禁止の仮処分を申請して、更なる第三者による株式の善意取得の機会を阻止することも同時に必要です。

○葬儀関係の死後事務を委任したい



自分の信仰する宗教・宗派（寺院）での葬儀・埋葬を行ってほしいと思っておりますが、死後事務委任契約で定めることはできますか。



葬儀とは、故人の死を弔うための宗教的儀式全体をいいます。葬儀・埋葬に関する事項は、依頼者が求める中心的な死後事務の1つといえます。

そこで、依頼者が、特定の葬儀・埋葬を強く希望する場合には、これを死後事務とする死後事務委任契約を締結することで、受任者に対し、契約内容に従い履行する債務を発生させることができます。

ここに注意！

- 葬儀・埋葬の定義
- 葬儀・埋葬をする相続人がいない場合
- 葬儀・埋葬に関する死後事務委任契約を締結する必要性

解 説

1 葬儀・埋葬の定義

葬儀とは、亡くなった人を葬るための儀式をいいます。類似するものとして、告別式は、故人と最後のお別れをする式典のことをいいます。葬儀は宗教色が強い儀式になりますが、告別式は宗教儀式にあまりとらわれることなく、一般会葬者を含めて故人とお別れをする式典となります。

これに対し、埋葬とは、「死体（妊娠4か月以上の死胎を含む。）を土中に葬ること」（土葬）とされていますが（墓地2①）、一般的には、火葬後の焼骨を墳墓に埋蔵又は納骨堂へ収蔵することも含めた意味と考えられています。これ以外にも、自然葬（海洋散骨、樹木葬など）があります。

2 葬儀・埋葬をする相続人がいない場合

葬儀・埋葬に関する事項は、依頼者が求める中心的な死後事務の1つです。葬儀・埋葬については、通常は相続人が行うことが多いですが、相続人が存在しない場合や相続人と疎遠であったという場合もあり得ます。また、遺言で祭祀承継者を指定する方法もありますが（前掲「○死後の事務手続を頼みたい」参照）、祭祀承継者となった者に対し葬儀・埋葬やその後の墓地管理・法事等の方法を強制することはできないため（法定遺言事項以外の付言事項）、依頼者の希望どおりの葬儀・埋葬がなされない可能性もあります。さらに、遺言の場合は、死亡してからしばらくの期間が経過したあとに発見されることもあるため、発見された時点では遺言の付言事項の記載内容とは異なる方法で葬儀・埋葬が既に執り行われているという状況が生じてしまうこともあります。

そのため、依頼者が、特定宗派等の葬儀・埋葬を強く希望する場合には、当該内容を死後事務として設定する死後事務委任契約を締結することで、受任者に対し契約内容に従い履行する義務を生じさせることも可能です。

●成年後見と死体の火葬・埋葬

成年後見人は、成年被後見人の死亡後、家庭裁判所の許可を得て、「その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為」を行うことができるようになりました（民873の2三、平成28年法律第27号「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」）。

しかし、成年後見人ができるのは、火葬又は埋葬に限られており、葬儀まで行うことはできません。また、民法873条の2第3号は、任意後見人、保佐人、及び補助人には適用がないため、葬儀のみならず埋葬を行う権限也没有。保佐人・補助人の場合は、後見終了時の応急処分（民876の5③・876の10②・654）や相続人全員のための事務管理（民697）で対応する、任意後見人の場合は、任意後見契約と併せて死後事務委任契約を締結する（前掲「**Case** 任意後見契約と併せた死後事務委任業務の適正を確保したい場合」参照）等の工夫が必要となります。

3 葬儀・埋葬に関する死後事務委任契約を締結する必要性

相続人がいない人に後見等が開始し、成年被後見人や被保佐人・被補助人となると、死亡後の葬儀・埋葬に支障が生じることがあり得ます（前記「●成年後見と死体の火葬・埋葬」、第1章「第2 後見」参照）。死体の埋葬等を行う者がいないときや判明し

ないときは、死亡地の市町村長が行うこととされており（墓地9）、特に相続人が存在しない人については、墓地・埋葬に関する事項を死後事務とする死後事務委任契約を締結する必要性は高いです。

書 式

○死後事務委任契約書（葬儀・埋葬に関する死後事務を委任する場合の条項例）

DL

（甲：委任者 乙：受任者）

第〇条（委任事務の範囲）

甲は、乙に対し、甲の死亡後における次の事務を委任する。

- 一 〔省略〕
- 二 葬儀、埋葬に関する事務
- 三 〔省略〕

第〇条（葬儀、埋葬）

前条第2号記載の葬儀は、〇〇宗〇〇派の儀礼、方式に則って執り行う。

<作成のポイント>

葬儀・埋葬の費用については、執り行った葬儀・埋葬が依頼者の求める範囲内の内容であることを明確にし、後で相続人等との間で金額の相当性について疑義が生じないように上限額を定めておくという方法もあり得ます。

掲載内容

第1章 病氣・けが

第1 子どもの医療

- 生まれた子どもが未熟児だったとき
- 子どもが医療を受けるとき
- ひとり親家庭の子どもが医療を受けるとき
- 障害のある子どもが医療を受けるとき
- 身体の障害を治すために子どもが手術を受けるとき
- 小児がんなどの難病治療を受けるとき

第2 低所得者の医療

- 収入がなく医療費が支払えないとき
- 生活保護受給者が医療を受けるとき
- 行旅人が救護され、病氣やけがで治療を受けるとき

第3 高齢者の医療

- 高齢者が医療費の窓口負担をするとき
- 65歳以上75歳未満で一定の障害を持つ患者が医療を受けるとき
- 高齢患者の高額医療費が支払えないとき

第4 障害者の医療

- 障害者に対する医療制度や医療費助成制度について知りたいとき
- 精神科病院へ入院が必要なき
- 精神科病院への入院や処遇に納得がいけないとき
- 精神科病院を退院してからのリハビリテーションを受けたいとき(精神科デイケアを利用したいとき)
- 退院して地域で暮らしたいとき
- 看護師等に家庭訪問をしてもらいたいとき
- 交通事故の後遺症で高次脳機能障害と診断されたとき

第5 外国人の医療

- 日本に3か月以上滞在している外国人が医療を受けるとき

第6 特殊な医療

- 指定難病の治療を受けるとき
- 特定疾患(重度障害や神経難病)で治療を受けるとき
- 不妊治療を受けるとき

第7 高額療養費等

- 医療費が高額なとき(70歳未満)
- 一時的・緊急的に病氣やけがで移動が困難なとき

第2章 障害

第1 障害者手帳の交付

- 身体機能に障害があるとき
- 知的機能に障害があるとき
- 精神機能に障害があるとき

第2 障害に関する相談窓口

- 障害に関する相談をしたいとき

第3 障害者自立支援サービス・障害者支援施設

- 障害児を対象とした通所支援サービスを利用したいとき
- 障害児(18歳未満)を対象とした入所支援サービスを利用したいとき
- 障害児(18歳未満)を対象とした居宅支援サービスを利用したいとき
- 障害児を対象とした教育制度を利用したいとき
- 障害者を対象とした居住サービスを利用したいとき
- 障害者を対象とした通所支援サービスを利用したいとき
- 障害者を対象とした日中活動を利用したいとき
- 障害者が受けられる日常生活用具の給付内容を知りたいとき
- 車椅子などの補装具を利用したいとき
- 障害児に発達に関する訓練を行うとき

第4 年金・手当

- 障害者(児)が受給できる年金・手当を知りたいとき
- 国民年金に任意加入していなかった期間に一定の障害状態になったとき

第5 減免措置等

- 障害者に対する税金の減額や免除について知りたいとき
- 障害者が利用できる公共料金等の減免について、どのようなものがあるか知りたいとき
- 障害者が利用できる交通機関の割引制度の内容を知りたいとき

第3章 介護

第1 介護保険の適用

- 介護保険対象者が要介護認定を受けてサービスを利用するとき
- 生活保護受給者に介護が必要になったとき
- 身体状況が変わるなど、要介護状態区分を変更したいとき
- 認定結果や介護保険料などに不服があるとき

第2 介護保険料

- 介護保険料を滞納したとき
- 生計困難で介護保険料の減額が必要なき
- 災害などで介護保険料を一時的に支払えないとき

第3 利用料

- 利用者負担額について知りたいとき
- 介護サービスの利用者負担額が高額になったとき
- 介護保険利用料の軽減が必要なき
- 災害などで介護保険利用料の減免が必要なき

第4 在宅介護

- 要介護認定を受けて在宅で介護サービスを利用するとき
- 要介護認定を受けて介護サービスを利用するとき
- 要介護認定を受けて「非該当」と判定されたが、サービスを利用したいとき
- 第三者の行為(交通事故・傷害等)の後遺症で、介護サービスを利用するとき
- 車いすや歩行器等の介護用品を利用したいとき(介護保険の場合)
- 歩行器等の介護用品を利用したいとき(介護保険以外の場合)
- 自宅で生活するために住宅を改修するとき(介護保険の場合)
- 自宅で生活するために住宅を改修するとき(介護保険以外(自立支援)の場合)

第5 施設介護

- 在宅生活に支障があり、機能回復目的で一定期間入所するとき
- 介護が必要のため長期入所するとき
- 介護と医療行為を受けることができる施設に入院するとき
- 介護認定を受けていないが生活に不安があるため高齢者専用施設に入所するとき
- 軽費老人ホーム(ケアハウス)に入居後、介護が必要になったとき
- サービス付き高齢者向け住宅に入居後、介護が必要になったとき

第6 事業者情報・サービス評価・苦情

- 介護サービス事業者の詳細を知りたいとき
- 施設が客観的に見てどう評価されているかを知りたいとき
- 介護サービス事業者に不満があるとき

第4章 生活

第1 貧困・困窮

- 生活が困窮しており生活費を確保したいとき
- 貧困・困窮からの自立について相談したいとき
- 生活保護受給者等が死亡したとき

第2 権利擁護

- 法的トラブルについて相談したいとき
- 契約関係のトラブルが起こり相談したいとき
- 成年後見制度に関する相談をしたいとき
- 判断能力が十分でない者への支援を受けたいとき
- 高齢者への虐待が疑われるとき
- 障害者への虐待が疑われるとき
- 虐待されている児童を発見したとき
- 障害者施設内で虐待が疑われるとき
- 児童福祉施設内等で虐待が疑われるとき
- 認知症の親が受診を拒否しているとき

第3 年金・手当

- 国民年金に加入していた自営業者が一定年齢に達したとき
- 会社員や公務員が一定年齢に達したとき
- 国民年金加入者が加入中に死亡したとき
- 厚生年金加入者が加入中に死亡したとき

第4 住まい

- 生活保護受給者が住居を借りるとき
- ひとり親家庭等が住居を借りるとき
- 住居がなく不安定な就労を強いられる若者等が住まいを探したいとき
- 障害者を対象とした住まいを探したいとき
- 高齢者を対象とした住まいを探したいとき
- 民間賃貸住宅に入居する際に、身元保証人が不在で入居が困難なとき
- 自己所有の不動産を担保に生活資金を借りたいとき
- 有料老人ホーム(住宅型)を利用したいとき
- サービス付き高齢者向け住宅を利用したいとき
- シルバーハウジング(高齢者向け公営賃貸住宅)を利用したいとき

第5 就労支援

- ひとり親家庭及び寡婦の就業支援が必要なき
- 子どもへの就労支援が必要なき
- 生活保護受給者が就労しようとするとき
- 高齢者が就労について相談できる機関を知りたいとき
- 高齢者の就労について職業訓練を受けたいとき
- 高齢者が仕事に従事したいとき
- 障害者の就労について相談できる機関を知りたいとき
- 障害者の就職後の定着支援を受けたいとき

第6 路上生活者(ホームレス)支援

- 路上生活(ホームレス)からの自立について相談したいとき

第7 自殺予防

- 生きていくのがつらい人に応対するとき

第8 戦傷病者

- 戦傷病者が援護を受けるとき

第5章 出産・子育て・婦人保護

第1 出産支援

- 妊娠したとき
- 出産したとき
- 出産費用が支払えないとき
- 生活保護受給者が出産するとき
- 産前産後に身の回りの世話や育児の相談をしたいとき
- 乳幼児の健康診査を受けるとき
- 新生児の異常、感染等を調べる検査を受けたいとき
- 予防接種を受けたいとき

第2 子育て支援

- 乳幼児等の子育てサービスを受けたいとき
- 子どもを育てるための手当を受けたいとき
- ひとり親家庭が経済的支援を必要とするとき
- ひとり親家庭が生活資金を必要とするとき
- ひとり親家庭の日常生活支援が必要なき
- 保育所等に子どもを預けたいとき
- 放課後の児童を対象にしたサービスを利用したいとき
- ひとり親家庭で子育ての悩みや育児相談をしたいとき

第3 就学支援

- 生活保護受給世帯の子どもが就学するとき
- ひとり親家庭の子どもが就学を希望するとき
- 学校生活と就学への支援を受けたいとき

第4 子ども・家庭支援施設

- 子どもの養育が困難なとき
- 親(親権者)がいけないとき
- 親権の停止や喪失を申請するとき
- 里親になりたいとき

第5 婦人保護

- 配偶者等から暴力(DV)を受けたとき
- 女性の自立援助について相談したいとき

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

福祉・医療関係 相談支援マニュアル

編集

福祉・医療相談支援研究会

代表 千葉 喜久也(東京有明医療大学教授)



相談内容に応じて適切な助言をするために!!

◆現場のニーズに基づくケース設定!

子ども、障害者、高齢者、生活困窮者などに関し、相談支援の現場で想定されるケースを豊富に設定しています。

◆相談内容に沿った選択肢がすぐわかる!

ケースごとに、利用できる制度・サービス等を冒頭に列挙していますので、相談内容に沿った選択肢を効率的に示すことができます。

◆各制度等をコンパクトに解説!

制度・サービス等の概要を簡潔に解説し、申請方法や利用手順などを表形式で示しています。

0120-089-339 受付時間/8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
 WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
 E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁776頁
 定価8,800円(本体8,000円)送料570円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バンダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ
 法律出版社ならではの情報を発信



第7 高額療養費等

case

○医療費が高額なとき (70歳未満)

利用できる制度

- 1 高額療養費制度の利用
- 2 高額療養費限度額の適用
- 3 高額療養費受領委任払の利用
- 4 高額医療費貸付金制度の利用
- 5 高額介護合算制度の利用

ポイント

- ① ②は治療前に利用します。②を利用しない場合、①を治療後に利用します。①の利用時に④も利用できますが、医療機関の承諾が必要と合もあります。
- ② ①を受ける権利は、診療を受けた月の翌月初日から2年ですので以内であれば、さかのぼって申請することができます(健保193、国保)
- ③ 保険料の滞納があると、③④を利用できない場合があります。
- ④ 介護保険を利用している場合は、金額次第で⑤も利用できます。

解説

① 高額療養費制度の利用

1か月(暦月単位で、その月の1日～末日にかかった費用)に医療機関に金額が一定の自己負担限度額(後掲<参考>1参照)を超えた場合、超えた額が自己負担上限額を超えない限り、自己負担額が自己負担上限額になる場合は合算できます。保険外負担分(差額ベッド代、ト費用等)や入院時の食事負担額等は対象外です。

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

●法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。

●改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。

●ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

case

○障害者を対象とした日中活動を利用したいとき

利用できる制度

- 1 療養介護の利用
- 2 生活介護の利用
- 3 自立訓練(生活訓練)の利用
- 4 自立訓練(機能訓練)の利用
- 5 就労移行支援の利用
- 6 就労継続支援A型(雇用型)の利用
- 7 就労継続支援B型(非雇用型)の利用
- 8 地域活動支援センターの利用

ポイント

- ① 上記制度を利用するときは、事前に援護の実施主体である各市区町村、利用を希望するサービス提供事業所と十分に話し合うことが大切です。
- ② 従来の入所施設は施設完結型で1日単位のサービスを提供していましたが、現在は夜間の「居住支援」を行う事業と「日中活動支援」を行う事業にサービスが明確に区分されています。日中活動のイメージは、後掲<参考>1を参照してください。
- ③ 制度を利用できる対象者やサービス内容等は、後掲<参考>2～4を参照してください。
- ④ 50歳未満の就労経験のない者は、就労移行支援事業所のアセスメント評価がなければ、⑦を利用できません。

解説

① 療養介護の利用

療養介護では、医療及び常時介護を必要としている障害を有する者

機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。対象となる者は、障害支援区分が6であり筋萎縮性側索硬化症(ALS)等により気管切開を伴う人口呼吸器による呼吸管理を受けている者、障害支援区分5以上であり筋ジストロフィー又は重症心身障害を有する者です。このサービスは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供します。

申請書類	介護給付費・訓練等給付費支給決定申請書
添付書類	① 療育手帳(愛の手帳)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 ② 対象疾患に罹患していることが分かる証明書(診断書又は特定疾患医療受給者証等) ③ 個人番号カード(又は通知カード及び本人確認書類)
申請先	住所地の市区町村の障害福祉担当窓口
利用手順	① 住所地の市区町村の障害福祉担当窓口へ介護給付費・訓練等給付費支給決定申請書を提出します。 ② サービス利用意向調査及び勘案事項調査を実施後、サービス決定通知書が届きます。 ③ 利用を希望する事業所へ障害福祉サービス受給者証及び利用申込書を提出して、利用契約を締結します。
関係法令等	障害支援5⑥・20①、障害支援規2の2・2の3・7、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平18・10・31障発)

第4 子ども・家庭支援施設

case

○子どもの養育が困難なとき

利用できる制度

- 1 子育て短期支援事業(ショートステイ事業、トワイライトステイ事業)の利用
- 2 一時保護の相談
- 3 児童福祉施設への入所相談
- 4 母子生活支援施設の利用

ポイント

- ① ①の実施施設は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育ファミリーホーム等です。利用料について費用負担があります。
- ② ②の目的は、緊急保護、行動観察、短期入所指導ですが、緊急保護でも虐待等から子どもの安全を確保し適切な保護を図ることが、重要になっています。児童虐待対応においては、保護者や子どもの同意がなく子どもの安全の確保等が必要な場合には、一時保護を躊躇なく行うことがされています。
- ③ ③について、施設入所等の措置は親権者等の意に反するときにはとができませんとされています。しかし、保護者とその児童を虐待しその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しくその福祉を害する場合は、家庭裁判所の承認を得て、親権者等の意に反し児童を児童福祉施設等に措置することができます。
- ④ ④は、児童福祉施設では唯一、母親と子どもたちが一緒に入所できる施設です。
- ⑤ 児童福祉施設に入所する場合には、保護者の所得に応じて費用の負担があります。

② 一時保護の相談

児童相談所長等は、必要と認める場合に児童を一時保護、又は警察署、児童福祉施設等に一時保護を委託することができます。必要な場合は、置き去り、保護者の病氣・逮捕・家出、保護者による虐待など、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図る必要がある場合、児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握する必要がある場合及び児童の行動観察が必要な場合及び短期入所指導が必要な場合です。

一時保護の実施に当たっては、事前に保護者や児童の同意を得ることとされていますが、同意が得られない場合でも、子どもの安全確保のため一時保護が必要と判断した場合には、児童相談所は保護者や子どもの意に反しても職権で一時保護できるとされています。特に児童虐待対応においては、対応が後手に回ることで、子どもの生命に危険が及ぶ可能性があることから、保護者や子どもの同意がなくとも、子どもの安全の確保等が必要な場面であれば、一時保護を躊躇なく行うべきであるとされています。

新日本法規出版株式会社

本社 東京都千代田区千代田1-1-1 23番20号
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
 大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号

③ 児童福祉施設への入所相談

児童相談所は、相談を受けた児童について、調査の結果必要がある児童等を里親等に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設短期治療施設(平成29年4月1日からは、名称が「児童心理治療施設」若しくは児童自立支援施設に入所させることとされています。

平成28年の児童福祉法改正により、家庭養育が第一であり、保護者と、家庭養育が困難又は不適当な場合には家庭と同様の環境における養育がなされ、施設措置よりも養子縁組や里親、ファミリーホームへの委託をすることが必要とされました。また、特に就学前の乳幼児は原則として養子ファミリーホームへの委託を原則とすることが通知で示されました。

申請書類	児童福祉施設、養育里親入所承諾書
添付書類	① 住民票 ② 健康保険証 ③ 児童手当受給用の銀行通帳 ④ 転学関係書類 ⑤ 保護者の前年度の課税証明書等
相談先	児童の住所地を管轄する児童相談所
利用手順	① 必要に応じて、児童が一時保護されます。 ② 児童相談所による各種調査が行われます。 ③ 入所が決定されます。
関係法令等	児福3の2・27①三・27の2・28、児童福祉法等の一部を改正の公布について(平28・6・3雇児発0603第1)

④ 母子生活支援施設の利用

母子生活支援施設は、配偶者のない女性又はこれに準ずる事情がある女性とその養育すべき児童(18歳未満)について十分な養育ができない場合に、母で保護する施設です。施設では、一定の期間自立に向けた生活支援、就労支援、保育・養育支援、保育園への送迎支援等を行います。入所に当たり、施設見学を行うことも有益です。

<参考>

1 母子生活支援施設の利用者負担金表(平11・4・30発児86)

税額等による階層区分		徴収金基準
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含みます。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支給給付受給世帯	0円
B	当該年度分の市町村民税非課税世帯(A階層に属する世帯を除きます。)	1,100円
C1	当該年度分の市町村民税の課税世帯(A階層又はD階層に属する世帯を除きます。)	均等割の額のみ 所得割の額のある世帯
C2	当該年度分の市町村民税の課税世帯(A階層又はD階層に属する世帯を除きます。)	

第7 高額療養費等

case

○医療費が高額なとき（70歳未満）

利用できる制度

- ① 高額療養費制度の利用
- ② 高額療養費限度額の適用
- ③ 高額療養費受領委任払の利用
- ④ 高額医療費貸付金制度の利用
- ⑤ 高額介護合算療養費制度の申請

ポイント

- ① ②は治療前に利用します。②を利用しない場合、①を治療後に利用できます。①の利用時に④も利用できますが、医療機関の承諾が必要となる場合もあります。
- ② ①を受ける権利は、診療を受けた月の翌月初日から2年ですので、それ以内であれば、さかのぼって申請することができます（健保193、国保110）。
- ③ 保険料の滞納があると、③④を利用できない場合があります。
- ④ 介護保険を利用している場合は、金額次第で⑤も利用できます。

解説

① 高額療養費制度の利用

1か月（暦月単位で、その月の1日～末日にかかった費用）に医療機関に支払った金額が一定の自己負担限度額（後掲＜参考＞1参照）を超えた場合、超えた額が返金される制度です。2つ以上の医療機関にかかり、それぞれの自己負担額が2万1,000円以上になる場合は合算できます。保険外負担分（差額ベッド代、おむつ代、インプラント費用等）や入院時の食事負担額等は対象外です。

申請書類	高額療養費支給申請書（70歳未満）
添付書類	① 被保険者証 ② 特定給付対象療養であるときはその費用として支払った額に関する証拠書類 ③ 非課税証明書（低所得者に該当する場合） ④ 金融機関の口座番号が分かるもの ⑤ 個人番号カード（又は通知カード及び本人確認書類）
申請先	各保険者（全国健康保険協会又は健康保険組合、あるいは市区町村の国民健康保険担当課又は国民健康保険組合）
利用手順	① 申請書に必要事項を記入し、添付書類を添え、加入する保険者に提出します。 ② 申請が認められると、自己負担限度額を超えた高額療養費に相当する金額が指定口座に振り込まれます。
関係法令等	健保115、健保令42、健保規109、国保57の2、国保令29の3、国保規27の17

② 高額療養費限度額の適用

医療費が高額療養費の自己負担限度額を超える場合、窓口負担額を自己負担限度額までにできる制度です。平成24年4月から「外来」でも利用できるようになりました。原則、申請した月以降からの医療費が対象となるため、前月以前の医療費は対象外です。

申請書類	限度額適用認定申請書
添付書類	① 被保険者証 ② 認定を受けようとする者の入院の期間を証する書類 ③ 非課税証明書（低所得者に該当する場合） ④ 個人番号カード（又は通知カード及び本人確認書類）
申請先	各保険者（全国健康保険協会又は健康保険組合、あるいは市区町村の国民健康保険担当課又は国民健康保険組合）
利用手順	① 必要事項を申請書に記入し、添付書類を添え、加入する保険者に提出します。 ② 申請が認められると、「限度額適用認定証」が交付されます。

	③ 適用認定証と被保険者証を一緒に医療機関の窓口へ提出します。
関係法令等	健保115、健保令43、健保規103の2・105、国保57の2、国保令29の4、国保規27の14の2

③ 高額療養費受領委任払の利用

高額療養費分を保険者が直接医療機関に支払う制度です。基本的に、②を利用しておらず、限度額適用認定証を医療機関の窓口へ提出できない場合に利用できます。高額療養費相当額の支払が困難ではない者の場合は利用できません。また、保険料の滞納がある場合、保険者によっては利用できないことがあります。

なお、本制度は、国民健康保険に限り利用できる制度です。

申請書類	高額療養費受領委任払承認申請書、高額療養費受領委任払同意書兼口座振込依頼書
添付書類	① 国民健康保険被保険者証 ② 非課税証明書（低所得者に該当する場合） ③ 請求書（医療機関から請求書が出ている場合） ④ 個人番号カード（又は通知カード及び本人確認書類）
申請先	市区町村の国民健康保険担当課又は国民健康保険組合
利用手順	① 必要事項を記入した申請書を医療機関へ提出し、医療機関にも必要事項を記入してもらいます。 ② ①の申請書に添付書類を添え、加入する保険者に提出します。 ③ 申請が認められると、自己負担限度額を超えた高額療養費に相当する金額が診療を受けた医療機関に振り込まれます。
関係法令等	国保57の2、国保令29の4、市区町村の規程（受領委任払制度を規定）

④ 高額医療費貸付金制度の利用

①で返金される高額療養費は、返金されるまで3～4か月かかるため、当面の医療費支払に充てる資金として、高額療養費支給見込額に近い金額を無利子で借り入れることができる制度です。事前に医療機関の承諾が必要です。保険料の滞納がある場合、保険者によっては利用できないことがあります。

なお、本制度は、国民健康保険では利用できませんが、市区町村により国保高額療養費つなぎ資金貸付制度を設けている場合があります。

申込書類	高額療養費貸付金貸付申込書、高額療養費貸付金借用書
添付書類	① 健康保険被保険者証 ② 非課税証明書（低所得者に該当する場合） ③ 医療機関等が発行した請求書又は領収書のコピー ④ 金融機関の口座番号が分かるもの ⑤ 個人番号カード（又は通知カード及び本人確認書類）
申込先	全国健康保険協会又は健康保険組合
利用手順	① 申込書に必要事項を記入し、添付書類を添え、加入する保険者に提出します。 ② 申込みが認められると、自己負担限度額を超えた高額療養費に相当する金額が指定口座に振り込まれます。 ③ 診療月から3～4か月後、高額療養費の支給金額が決定され、この払戻金額が貸付金の返済に充当されます。 ④ その後、残額が指定口座に振り込まれます。
貸付額等	高額療養費支給見込み額の8～9割（無利子）です。 金額は各保険者により異なります。
関係法令等	健保115、健保令43

5 高額介護合算療養費制度の申請

世帯内の同一の医療保険の加入者が、1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担額の合計した額が一定の限度額（後掲<参考>2参照）を超えた場合、その超えた金額が払い戻される制度です。医療保険と介護保険の両方の制度を利用するため、申請を行ってから支給を受けるまで一定の時間がかかります。

70歳未満と70～74歳の者が混在する世帯の場合は、70歳以上の者の自己負担額を合算して支給額の計算を行い、なお残る自己負担を70歳未満の者の自己負担と合算して支給額を計算します。計算期間は1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）です。

なお、後掲第3章第3「○介護サービスの利用者負担額が高額になったとき」の4も併せて参照してください。

申請書類	高額介護合算療養費支給申請書（兼）自己負担額証明書交付申請書
添付書類	① 被保険者証 ② 非課税証明書（低所得者に該当する場合）

	<ul style="list-style-type: none"> ③ 介護保険被保険者証 ④ 介護自己負担額証明書 ⑤ 個人番号カード（又は通知カード及び本人確認書類）
申請先	各保険者（全国健康保険協会又は健康保険組合、あるいは市区町村の国民健康保険担当課又は国民健康保険組合）
利用手順	<ul style="list-style-type: none"> ① 加入する市区町村から介護自己負担額証明書の交付を受けます。 ② 必要事項を申請書に記入し、交付された介護自己負担額証明書を添付して、加入する保険者に提出します。 ③ 医療保険と介護保険から支給額が決定されたのち、それぞれから支給額が支払われます。
関係法令等	健保115の2、健保令43の2、健保規109の10・109の11、国保57の3、国保令29の4の2、国保規27の26・27の27

<参 考>

1 高額療養費の自己負担限度額（70歳未満）（国保令29の3・29の4、健保令42・43）

所得区分	1か月当たりの自己負担額	
	過去12か月の高額該当3回まで	4回目以降
健保（注1）：83万円以上 国保（注2）：901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
健保：53万円～79万円 国保：600万円超901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
健保：28万円～50万円 国保：210万円超600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
健保：26万円以下 国保：210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税者	35,400円	24,600円

注1：金額は標準報酬月額

注2：金額は年間所得

2 高額介護合算療養費の限度額（70歳未満）（国保令29の4の3、健保令43の3）

所得区分	基準額
健保（注1）：83万円以上 国保（注2）：901万円超	2,120,000円
健保：53万円～79万円 国保：600万円超901万円以下	1,410,000円
健保：28万円～50万円 国保：210万円超600万円以下	670,000円
健保：26万円以下 国保：210万円以下	600,000円
住民税非課税者	340,000円

注1：金額は標準報酬月額

注2：金額は年間所得

第4 子ども・家庭支援施設

c a s e

○子どもの養育が困難なとき

利用できる制度

- ① 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）の利用
- ② 一時保護の相談
- ③ 児童福祉施設への入所相談
- ④ 母子生活支援施設の利用

ポイント

- ① ①の実施施設は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等です。利用料について費用負担があります。
- ② ②の目的は、緊急保護、行動観察、短期入所指導ですが、緊急保護の中でも虐待等から子どもの安全を確保し適切な保護を図ることが、重要となっています。児童虐待対応においては、保護者や子どもの同意がなくとも、子どもの安全の確保等が必要な場合には、一時保護を躊躇なく行うべきであるとされています。
- ③ ③について、施設入所等の措置は親権者等の意に反するときには採ることができないとされています。しかし、保護者とその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しくその児童の福祉を害する場合は、家庭裁判所の承認を得て、親権者等の意に反してでも児童を児童福祉施設等に措置することができます。
- ④ ④は、児童福祉施設では唯一、母親と子どもたちが一緒に入所できる施設です。
- ⑤ 児童福祉施設に入所する場合には、保護者の所得に応じて費用の一部負担があります。

解 説

1 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）の利用

ショートステイ事業は、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、7日間（ただし、市町村が必要と認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができます。）を限度として実施施設において養育・保護を行う事業です。

利用料がかかりますが、生活保護世帯や住民税非課税世帯などには減免制度を設けているところもあります。

トワイライトステイ事業は、保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他の緊急の場合に実施施設において児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

申請書類	ショートステイ（トワイライトステイ）事業利用申請書
添付書類	① 児童の状況が分かる資料（学校、食事、健康、児童の様子等） ② 児童の健康保険証、医療証、母子健康手帳等 ③ 利用が必要な理由を証明できる書類 ④ 市区町村民税の課税状況が分かる書類 ※利用の理由により必要な書類や資料が異なることがあるので、相談窓口で確認します。
申請先	住所地の市区町村の子ども家庭相談窓口、福祉事務所などのほか、ショートステイ（トワイライトステイ）を実施する施設が申請先の場合もあります。申請だけでなく、事前に面接等が必要な場合があります。
利用手順	① 利用したい日の何か月前から予約できるか市区町村に確認します。 ② 申請書を市区町村の提出先に提出します。 ③ 利用する施設を見学します。必要時、事前面接等が実施されます。
関係法令等	児福6の3③・34の9、児福規1の2の6～1の4、子ども・子育て支援法59六、子育て短期支援事業の実施について（平26・5・29雇児発0529第14）

② 一時保護の相談

児童相談所長等は、必要と認める場合に児童を一時保護、又は警察署、児童福祉施設等に一時保護を委託することができます。必要な場合とは、置き去り、保護者の病気・逮捕・家出、保護者による虐待など、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図る必要がある場合、児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握する必要がある場合及び児童の行動観察が必要な場合及び短期入所指導が必要な場合です。

一時保護の実施に当たっては、事前に保護者や児童の同意を得ることとされていますが、同意が得られない場合でも、子どもの安全確保のため一時保護が必要と判断した場合には、児童相談所は保護者や子どもの意に反しても職権で一時保護できるとされています。特に児童虐待対応においては、対応が後手に回ることで、子どもの生命に危険が及ぶ可能性があることから、保護者や子どもの同意がなくとも、子どもの安全の確保等が必要な場面であれば、一時保護を躊躇なく行うべきであるとされています。

なお、一時保護の期間は2か月を超えてはならないとされています。ただし、児童相談所長等が必要があると認めるときには、2か月を超えても引き続き保護をすることができる規定があり、2か月超の一時保護について親権者の同意が得られないときには、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならないことになっています。

申請書類	なし ※電話、往訪等により相談します。
添付書類	※必要に応じて児童の健康保険証、医療証等を準備します。
相談先	① 児童・保護者の住所地を管轄する児童相談所 ② 一時保護が必要な事態が発生したときは、その住所地を管轄する児童相談所
利用手順	① 児童相談所による調査が行われます。 ② 一時保護となる場合は、一時保護通知書により保護者に通知されます。
関係法令等	児福33、児童虐待8、児童相談所運営指針について（平2・3・5児発133）

3 児童福祉施設への入所相談

児童相談所は、相談を受けた児童について、調査の結果必要があると認めたときには児童等を里親等に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設（平成29年4月1日からは、名称が「児童心理治療施設」となります。）若しくは児童自立支援施設に入所させることとされています。

平成28年の児童福祉法改正により、家庭養育が第一であり、保護者等を支援すること、家庭養育が困難又は不適當な場合には家庭と同様の環境における養育推進が義務化され、施設措置よりも養子縁組や里親、ファミリーホームへの委託を一層推進することが必要とされました。また、特に就学前の乳幼児は原則として養子縁組や里親、ファミリーホームへの委託を原則とすることが通知で示されました。

申請書類	児童福祉施設、養育里親入所承諾書
添付書類	① 住民票 ② 健康保険証 ③ 児童手当受給用の銀行通帳 ④ 転学関係書類 ⑤ 保護者の前年度の課税証明書等
相談先	児童の住所地を管轄する児童相談所
利用手順	① 必要に応じて、児童が一時保護されます。 ② 児童相談所による各種調査が行われます。 ③ 入所が決定されます。
関係法令等	児福3の2・27①三・27の2・28、児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について（平28・6・3雇児発0603第1）

4 母子生活支援施設の利用

母子生活支援施設は、配偶者のない女性又はこれに準ずる事情がある女性であって、その養育すべき児童（18歳未満）について十分な養育ができない場合に、母子を一体で保護する施設です。施設では、一定の期間自立に向けた生活支援、就労支援、学習支援、保育・養育支援、保育園への送迎支援等を行います。

入所に当たり、施設見学を行うことも有益です。

また、入所承諾書により、入所の意思確認を行います。

なお、対象者や利用期間などの詳細は、各福祉事務所により異なります。母の所得

に応じた費用徴収（自己負担金）（後掲〈参考〉1参照）があります。

申込書類	母子生活支援施設入所申込書
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 戸籍謄本 ② 住民票 ③ 所得証明書又は課税（非課税）証明書（被保護世帯は生活保護受給証明書） ④ 健康診断書 ⑤ その他必要な書類
申込先	母子の住所地を管轄する福祉事務所
利用手順	<ul style="list-style-type: none"> ① 福祉事務所に入所の相談をします。 ② 母子自立支援員により面接・相談がなされます。 ③ 申込書、添付書類を提出します。 ④ 母子保護の実施が決定した場合は、保護の実施機関から申込者に母子生活支援施設入所承諾書、入所する施設に対して母子保護実施通知書（両書類とも母子保護の実施機関が定めた様式）が交付されます。 ⑤ 入所施設と入所日の調整をして入所します。
関係法令等	児福23、児福規22②

<参 考>

1 母子生活支援施設の利用者負担金表 (平11・4・30発児86)

税額等による階層区分		徴収金基準月額	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含みます。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	
B	当該年度分の市町村民税非課税世帯(A階層に属する世帯を除きます。)	1,100円	
C 1	当該年度分の市町村民税の課税世帯(A階層又はD階層に属する世帯を除きます。)	均等割の額のみ の世帯	2,200円
C 2	当該年度分の市町村民税の課税世帯(A階層又はD階層に属する世帯を除きます。)	所得割の額のある世帯	3,300円
D 1	前年分の所得税課税世帯(A階層又はB階層に属する世帯を除きます。)であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	4,500円
D 2		15,001円以上40,000円以下	6,700円
D 3		40,001円以上70,000円以下	9,300円
D 4		70,001円以上183,000円以下	14,500円
D 5		183,001円以上403,000円以下	20,600円
D 6		403,001円以上703,000円以下	支弁額。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とします。
D 7		703,001円以上1,078,000円以下	支弁額。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とします。
D 8		1,078,001円以上1,632,000円以下	支弁額。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とします。

D 9	1,632,001円以上2,303,000円以下	支弁額。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とします。
D10	2,303,001円以上3,117,000円以下	支弁額。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とします。
D11	3,117,001円以上4,173,000円以下	支弁額。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とします。
D12	4,173,001円以上5,334,000円以下	支弁額。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とします。
D13	5,334,001円以上6,674,000円以下	支弁額。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とします。
D14	6,674,001円以上	支弁額

ただし、上表によりB階層と認定された世帯であっても、母子及び父子並びに寡婦福祉法17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯については、当該世帯の徴収金基準月額は0円となります。

